平成２２年（フ）第２１６号
千葉県香取郡多古町北中1200番地12ノースⅡ101号室
債務者　寺田　隆広
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第４０２号
埼玉県草加市松原１丁目２番８―509号
債務者　倉品　省三
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５７６号
埼玉県三郷市早稲田７丁目６番地２号棟204号
債務者　坂本　広正
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５８７号
埼玉県越谷市宮本町３丁目194番地３　コートウェル越谷201
債務者　張戸　裕美（旧姓津野・池澤）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２０３号
千葉県旭市見広2313番地
債務者　勝部　　豊
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２０８号
千葉県山武郡横芝光町横芝2305番地　大島団地４棟403号
債務者　鈴木　節子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２０９号
千葉県山武郡横芝光町横芝2305番地　大島団地４棟403号
債務者　鈴木　茂利
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２３６号
新潟県柏崎市新橋13番16号、前住所新潟県柏崎市岩上17番26号
債務者　栗林　智文
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
新潟県柏崎市新橋13番16号、前住所新潟県柏崎市岩上17番26号
債務者　栗林　智子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
新潟県小千谷市大字**藤**生丁398番地　佐々木誠一方
債務者　佐々木ミツイ
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
山口県宇部市北小羽山町２丁目２番12―106号
債務者　西野アキ子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第８１０号
栃木県矢板市荒井615番地547　アレストアライ205号、前住所栃木県矢板市東町1168番地２
債務者　大森　和江（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８１３号
栃木県日光市今市734番地
債務者　佐藤ハルイ
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８１４号
栃木県下野市緑６丁目14番地７
債務者　山本　秀紀
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８２５号
栃木県日光市今市本町２番地９　ツインズＡ―２号室
債務者　山越　秀人
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８２６号
栃木県日光市今市本町２番地９　ツインズＡ―２号室
債務者　山越　宏美
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係